



大学における社会的自立を促す授業の在り方 ～アクティブ・ラーニングの視点を試みの例にして～

経営学部 新井 立夫



1959年名古屋市生まれ。中日ドラゴンズファン。大手ゼネコン会社に6年間勤務。静岡県立高校で19年勤務し、進路指導主事として「進路未定者ゼロ」を実現。2007年に文教大学に着任し、現職に至る。その後、「キャリア教育」の在り方を中心に研究し、高校・大学連携、地域連携に力を入れ、「キャリア教育研究会」を湘南校舎で、月1回程度開催するなど活動している。特に「キャリア教育」と「生徒指導」における『構え』の重要性を訴えている。
(あらい たつお)

「アクティブ」という言葉から、活動性をイメージさせてしまい、授業中に受講生たちがグループワークなどで活動する、何か体験をたくさんするといった誤解を持たれる傾向がある。一番活性化しなくてはならないのは受講生たち「思考」である。つまり、ポイントは、「思考が活性化し、真剣に課題に立ち向かう状況」が授業の中で起きているかどうかである。

1. 学力の三要素

現在の学校教育においては、小学校からキャリア教育などの教育活動を通じて社会的・職業的に自立に向けた人材育成が行われ、各教科の授業においてもキャリア教育的視点を取り入れ、学ぶこと、働くこと、生きることの連続性を考えさせるように求められている。同時に、各教科における必要な知識の獲得とスキル(技能)、思考力、判断力の望ましい向上を目指した活動が学校教育全体で実践するように求められ、その教授法の一つとして、「アクティブ・ラーニング」に焦点が当たり、大学までの授業形式が、大きく変わろうとしている。これからの時代に学ぶ学生たちは、明治以来の近代教育が施され支えてきた社会とは質的に大きく異なる社会で生活し、社会的・職業的な自立をしていくことになる。国際的視点で捉えれば、グローバル化・多極化の進展、新興国・地域の勃興等々。日本社会では、労働生産性の低迷、産業構造や就業構

造の転換、地方創生への対応等々、新たな時代に向けて国内外に大きな社会変動が起こってきているからである。

このような未来に生きる若者たちに必要な資質・能力は、以下のように学校教育法第30条第2項に規定されている(学力の三要素)。

- (1)基礎的な知識及び技能
 - (2)これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力
 - (3)主体的に学習に取り組む態度
- を養うことに特に意を用いなければならないと規定されている。
- 大学生用に置きかえれば、
- (1)所属している学部・学科における十分な知識・技能
 - (2)それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていく思考力・判断力・表現力等の能力
 - (3)これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

と書き表すことができる。

2. 職業に関する専門教科において育成すべき資質・能力の整理

この資質・能力の三つの要素に沿った、職業に関する専門教科において育成すべき資質・能力の整理（身に付けた知識・技術の活用や、探究する際の視点の例（教科等の本質に根ざした見方や考え方等））をすれば、

- (1)産業・社会の課題について関係する人との対話や、物・事象等の観察により課題を多面的に把握する。
- (2)地域・企業等との連携を深め、協議やシミュレーション、実験・実習等を行い、より良い解決方法を探究する。
- (3)関係する法令等を遵守するとともに、職業人として果たすべき役割や責任を踏まえ、解決策を決定する。
- (4)課題解決の過程においては、科学的原理、経済性、社会資源及び環境への影響等を踏まえ、人々の健康や快適な生活の実現、
- (5)社会の発展に寄与する生産物や製品、サービスを工夫・創造する。

などを育成すべき視点の例に挙げることができよう。

いずれにしても、小学校から高等教育機関における授業の在り方も、社会で自立して活動していくために必要な能力を育む観点で捉え直す必要があると思われる。知識・技能（スキル）の伝授にとどまらず、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）を養い、その基盤となる知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向け探求し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力を育む必要性を求められているのである。つまり、社会人となるまでに、知識・技能、態度を修得させることとしたうえで、さらに発展・向上させるとともに、これらを統合した学力を鍛錬することが必要とされてきているのである。

3. 拙速なアクティブ・ラーニング化の危惧

しかしながら、危惧されることの一つは、拙速なアクティブ・ラーニング化である。授業時間が限られている状況下においてグループワーク等での学び、その認知の外化を実施

するには、どうしても時間的な制約がある。そこにおいて、自分の思考のペースを守りたい学生やじっくり考えたい学生、グループワークが苦手な学生や一步引いての思考することが得意な学生などに対する配慮も不可欠である。授業において拙速なアクティブ・ラーニング化をすれば、「黙っていることは悪いことだぞ」という脅しになり、スケープゴート（集団自体が抱える問題が集団内の個人に身代わりとして押しつけられ、結果として根本的な解決が先延ばしにされること）で盛り上げる罪が発生し、学生を新たに傷つける場にする危険性もはらんでいることを認識しなければならないのである。そのうえで、学生たちが、実際に行うことができる望ましい行動（向社会的行動（prosocial behavior））については、「行為者の動機の有無にかかわらず、他者に利益をもたらすような自発的な行動」とし、反社会的行動（社会的な規範に反し、社会の秩序や平穏を乱す行動のこと）の反対を意味するものでなくてはならない。

4. 社会的自立を促す授業の在り方

これからの社会で自立して活動していくために必要な授業の在り方は、教科・科目の特殊性はあるものの、授業規律を含め学生たちの社会的・職業的自立を促すものでなくてはならない。その授業における指導方法として、「互恵性」を価値観の根底に置き、学生たちに「学ぶ構え」を持たせ、授業者からの力による操作ではなく、教える側と教わる側の相互尊敬・信頼に基づく教育観に立って、向社会的行動がとれることを促し、認知能力及び非認知能力の向上を目指して、主体的・協働的に行われるべきものであろう。



「公共経営実地演習」における茅ヶ崎市議会各会派の議員との市政討論会の一コマ